

合志市競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 合志市が発注する建設工事、調査、測量、設計等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、合志市契約事務規則（平成18年合志市規則第37号）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争入札参加資格審査申請書)

第2条 指名競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式による。）に必要な書類（以下「申請書等」という。）を添えて、隔年度（以下「指定年度」という。）の2月1日から2月末日までの間に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書等を提出した以外の者で、新たに指名競争入札に参加しようとするものは、指定年度の翌年度の2月1日から2月末日までの間に申請書等を市長に提出することができる。

3 前2項の規定により提出された申請書等の有効期間は、次による。

(1) 第1項の申請については、指定年度の翌年度の4月1日から翌々年度の3月31日までとする。

(2) 前項の申請については、提出した年の4月1日から当該年度中とする。

4 前3項の規定は、一般競争入札に参加しようとする者に準用する。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行の際、入札見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提示しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合、封筒に必要事項を記入して出納員の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、出納員は、預り証を交付する。

- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引換えに領収証を交付する。
- 5 落札者が第14条第1項の期間内に契約書（建設工事にあつては様式第1号。調査、測量、設計等にあつては別に定めた様式。以下同じ。）を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、市に帰属する。

（入札等）

- 第4条** 入札参加者は、仕様書、図書、合志市公共工事請負契約約款（平成18年合志市告示第92号。以下「契約約款」という。）、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図書、契約約款等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、様式第2号により作成し、公告又は通知書に示した時刻までに提出しなければならない。この場合において、工事番号、工事名、工事場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入するものとする。
 - 3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、2重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。
 - 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効とする。
 - 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してあつた場合は、この限りでない。
 - 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 7 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があつた後2年間入札代理人とすることはできない。
 - （1） 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした者
 - （2） 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため連合した者
 - （3） 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 8 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることができない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者で入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届(様式第3号)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字脱字等により意思表示が不明りょうである入札

(7) 明らかに談合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) 2以上の意思表示をした入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2 最低制限価格を設けた場合において、当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、その工事等の再入札に参加することはできない。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、それぞれ契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

(入札保証金等の振替え)

第13条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入

札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合において、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申出)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図書、契約約款、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この心得の施行の日の前日までに、合併前の合志町競争契約入札心得（平成6年合志町規則第13号）若しくは西合志町競争契約入札心得（昭和41年西合志町告示第9号）又は解散前の合志西合志下水道組合競争契約入札心得（平成12年合志西合志下水道組合告示第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの心得の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月7日告示第8号）

この心得は、公布の日から施行し、平成23年2月8日から適用する。